

基礎体験活動参加にあたっての注意事項

基礎体験活動に参加する学生は、以下の項目内容に留意し、行動・対応してください。

(1) 守秘義務の遵守

活動先で知り得た秘密事項や個人情報、守秘義務が生じるため、決して外部（友達・後輩・家族等）に漏らさない。また、体験活動（学校教育実習も含む）についての情報や個人的感想等を X・Facebook・ブログなどの SNS 等にも記載しない。なお、情報発信が必要なものについては、活動主催者から許可を得るようにする。

(2) 児童・生徒との私的なやりとりの禁止

体験活動（学校教育実習も含む）で知り合った児童・生徒と、活動中はもちろんのこと、活動後であっても関わりを持つことは禁止されている。電話番号やメールアドレスの交換をしたり、メール・LINE 等を利用して連絡を取り合ったりもしない。

(3) 犯罪や反社会的活動への加担行為の禁止

活動先で闇バイトの斡旋や、特定の集団の利益・信条に関わる活動（販売や宗教等への勧誘など）を行ってはならない。逆に、闇バイトの募集やカルト集団等からの勧誘を受けた場合は、即時その活動の担当教員及び学生支援課（0852-32-6062）に連絡をする。

(4) 自家用車等の無断使用の禁止

活動に行く際の交通手段は、原則として徒歩・自転車・公共交通機関だが、やむを得ず自家用車やバイクを使用する場合は、「自家用車使用申請書（基礎体験活動における学生の自家用車等使用に関わるチェックリスト）」を事前に提出しなければならない。基礎体験活動は教育学部の正課のカリキュラムであるため、自己判断で勝手に自家用車等を使用してはならない。

※ 「自家用車使用申請書」は教育支援センターHP からダウンロードできる。提出は、休日等を除く、活動に参加する平日 2 日前までに各担当教員へ。

上記（1）～（4）に関わる問題が発覚した場合、教育支援センターで協議した上、次のような措置をとることとする。

- 基礎体験活動を即刻中止させる。
- 問題発覚前に取り組んでいた活動時間も認定をしない。
- 事態によっては当分の間、基礎体験活動を行わせない。

以上の項目内容に留意し、行動・対応いたします。

記入日 令和 年 月 日

署名〔 〕

平成 25 年 4 月 1 日施行
令和 6 年 2 月 5 日改訂
附属教育支援センター